

令和元年5月29日改定

神奈川県漢詩連盟規約

(名称)

第1条 本会は、神奈川県漢詩連盟と称する。

(目的)

第2条 本会は、神奈川県における漢詩の研究、普及並びに交流を目的とする。

(活動)

第3条 本会は全日本漢詩連盟（以下、全漢連という）の下部組織として、その目的達成のための活動を行う。

- 2 本会は、神奈川県下の全漢連傘下の友好漢詩団体と連携、協力して、漢詩の普及や啓蒙活動に取り組む。

(会員及び会費)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

- 2 会員は一般会員、賛助会員及び法人会員の3種類とし、各々入会手続きをとり4項の会費を納めた個人及び法人を会員とする。

- 3 一般会員、賛助会員について全漢連との関係は次の通りとする。

- *全漢連個人賛助正会員（個人として全漢連に入会）
- *全漢連個人一般正会員（個人として全漢連に入会）
- *全漢連個人一般正会員（本会経由で全漢連に入会）
- *全漢連一般団体正会員（一般漢詩団体経由で全漢連に入会）
- *全漢連個人準会員（本会経由で全漢連に入会）
- *全漢連個人地区会員（本会のみで全漢連に人数のみ登録）

- 4 会費は、一般会員は年2,000円、賛助会員は1口10,000円、法人会員は1口50,000円とする。

- ① 10月1日以降に入会した一般会員の会費は、当該年度の1/2、年1,000円とする。

- ② 上記とは別に本会経由の全漢連会員からは、下記の全漢連年会費を徴収し、本会から全漢連に一括納入する。

全漢連個人一般正会員：1,500円／年、全漢連個人準会員：1,000円／年とする。

これに伴って、全漢連からの資料は本会経由で上記会員に配布する。

- 5 入退会手続き

- ① 入会は所定の申込書によって必要事項を記載して事務局に申し込む。

- ② 退会は口頭または書面（書式自由）で事務局に申し出る。

③年会費が2年以上未納の場合は自然退会とする。

④本会の運営を著しく妨害する行為があった会員には、理事会で協議して、適宜にしかるべき対応を決めることができる。

(事業)

第5条 本会は、その目的を達成する為、次の事業を行う。事業内容については細則に定めることができる。

(1) 教育関連事業

初心者入門講座、研修会、漢詩鑑賞会等

(2) 出版関連事業

神奈川清韻、神漢連叢書

(3) 広報関連事業

会報「漢詩神奈川」、ホームページ

(4) 趣味関連事業

自詠自書

(5) その他本会にふさわしい事業

吟行会、サークル交流会等

2 趣味関連事業において新しい事業を開始する場合は運営委員会の承認を得るものとする。

(役員)

第6条 本会を運営するため、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事（執行理事を含む）	若干名
事務局長	1名
監事	2名以内

2 その他必要に応じて会長の委嘱により顧問、相談役及び名誉会長を置くことができる。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次の通りとするが、理事会で決定、総会で承認することを原則とする。

(1) 会長は、理事会で理事の互選とする。

(2) 理事は、会長が推薦し、理事会の承認を経て、総会で承認する。

(3) 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(4) 執行理事は、会長が理事の中から指名する。

- (5) 事務局長は、会長が執行理事の中から指名する。
- (6) 監事は、会長が会員の中から指名する。但し理事またはその他の役員と兼務することは出来ない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。副会長が複数の場合は、予め理事会において定めた順位に従って会長代行の任に就く。
- (3) 理事は、理事会を構成し、総会に諮る予算、決算および本会の運営に係わる重要案件を審議し、その決定事項を総会に提案する。
- (4) 執行理事は、正副会長と共に会務を運営執行する。
- (5) 事務局長は、会長の指示を受け、本会の事務を統括、推進する。
- (6) 事務局長のもとに次の実行グループを置き分担して本会の運営を行う。
 - ①総務・企画グループ ②教育グループ ③事業グループ
 - ④広報グループ ⑤会計
- (7) 監事は、会務及び会計の監査を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

また、欠員補充として選任された役員の仕事は、前任者の残余期間とする。

(運営委員)

第10条 運営委員の選任及び仕事は次の通りとする。

- (1) 運営委員は、漢詩サークルの代表者及び本会運営のために必要な知識、技能を有している人の中から会長が推薦し理事会の承認を経て総会で承認する。
- (2) 運営委員は、会長、副会長、執行理事と共に運営委員会を構成し、会務の運営、執行に当る。
- (3) 運営委員の仕事は2年とし、再選を妨げない。

(諸会議)

第11条 総会は、本会の最高の意思決定機関として、会長が年1回招集し、役員の仕事の選任、規約改訂(但し、細則は除く)、事業計画、予算、決算の承認を行う。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、総会に提案する議案を審議する。

3 運営委員会

- ①運営委員会は、定例として月1回開催し、総会で承認された事業計画を具体化し、実行計画を策定する。

- ②総会で承認された事業に関連の深い事業の実施、或は現状に即した内容の変更は、特に理事会に諮らなくても運営委員会の決議に従って執行出来るものとする。
- ③第5条の事業の運営に必要な細則の制定、改訂は運営委員会の決定により行うことが出来るものとする。
- ④但し、次のような重要案件は必ず理事会の承認を必要とする。

10万円以上/1件の新規事業、その他本会運営の根幹に係わる事項

- 4 総会、理事会及び運営委員会の議長は、会長が務める。
- 5 各会議で議決が必要な場合は、各々出席者の過半数の賛成により決する。

(漢詩サークル)

第12条 漢詩に興味を持ち、漢詩の勉強を希望する人を対象にした初心者入門講座を実施する。

- 2 入門講座終了後に漢詩鑑賞または詩作を継続的に勉強するため有志が集まって漢詩サークル（以下サークルという）を結成することが出来る。
- 3 サークル活動推進の助言、指導のため神漢連として講師を派遣する。
- 4 サークルには神漢連会員以外の人参加出来ない。
- 5 サークルの活動は独自に、自由に活動することが出来る。

但し、対外的な活動を行う場合は、事前に総務・企画グループに報告して了解を得るものとする。また、年度末には活動報告書と会員名簿を総務・企画グループに提出するものとする。

- 6 サークルの代表者は、サークルの活動の取り纏めの任に当たるとともに、運営委員として本会運営の実務を担当する。
- 7 サークル員及びサークル間の相互交流と親睦を図るため、サークル交流会を実施する。

(竹林舎)

第13条 漢詩に関する造詣が深いシニア会員が、会員の詩力向上及び本会の諸活動をサポートするため「竹林舎」を設置する。

構成員を「竹林舎友」と称する。

- 2 入会資格は次の通りとする。
 - ①漢詩に関する造詣が深く、かつ詩力が高いシニア会員
 - ②本会の諸活動に対して日常的なサポートが可能な会員
 - ③理事3名が推薦して理事会が承認した会員

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の運営費用に充てるため、寄付金の申出がある場合は、これを受ける。

3 本会の運営上、行事費用が必要な場合には、その都度これを徴収する。

(事務局)

第15条 本会の所在地は、神奈川県海老名市浜田町16-9 高津有二方 とする。

(その他)

第16条 この規約に定めない事項については、理事会において協議して定める。

付則

- 1 本会の設立日は平成18年10月14日で、この規約は当日から施行する。
- 2 第6条の定めにかかわらず、設立第1期の会長は、発足人会で選出する。
- 3 規約改定 平成24年5月22日 (運営委員の設置、他)
- 4 規約改定 平成27年5月20日 (理事会・執行理事会の役割明確化、竹林舎の設置に関する補則新設)
- 5 規約改定 平成29年6月21日 (全漢連及び傘下友好団体との関係を明記、執行理事会の廃止、運営委員会の新設と役割の明確化、漢詩サークルの位置づけを明記、竹林舎の規約本文化、その他)
- 6 規約改定 平成30年5月30日 (10月1日以降に入会した一般会員の会費を改定)
- 7 規約改定 令和元年5月29日 (会費未納会員の自然退会を未納期間3年を2年に改定)